

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十八年九月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第一百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定は、平成二十八年九月一日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる非清算店頭デリバティブ取引（同項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用する。ただし、同項第二十一号の五及び第二十一号の六に掲げる行為を行うに当たつては、同項第二十一号の五及び第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引に次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める一又は複数の取引（第一号口から二まで及び第二号口から六までについては、施行日前に行われたものに限る。）を含めること（当該措置を講じる場合において、当該一又は複数の取引を継続して含める場合に限る。）ができる。

一 新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び次項の規定により新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五の規定が適用されない取引に限る。）

ロ 店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいい、同法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関が債務を負担するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）

ハ 先物外国為替取引

ニ 非清算店頭デリバティブ取引に類似する取引

二 新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六に掲げる措置 次に掲げる取引

イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引並びに新金融商品取引業等に関する内閣府

令第百二十三条第十一項及び第三項の規定により新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条

第一項第二十一号の六の規定が適用されない取引に限る。）

口 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分

ハ 店頭商品デリバティブ取引

ニ 先物外国為替取引

ホ 非清算店頭デリバティブ取引に類似する取引

2 新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五の規定は、取引の当事者の一方又は双方の平成二十八年三月から五月までの各月末日における次に掲げる取引に係る想定元本額の合計額（当該当事者に親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下この項において「令」という。）第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この項において同じ。）、子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）若しくは親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）があるとき又は外国の法令上これらに相当する者が

あるときは、それらの者に係る金額（それらの者の間の取引に係る想定元本額の合計額を除く。）を合計した額）の平均額が四百二十兆円以下である場合における当該取引（新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第一号から第四号に掲げるものを除く。）については、平成二十九年二月二十八日までの間は、適用しない。

一 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業対象業者以外の者については、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者が債務を負担するものを除く。）

二 店頭商品デリバティブ取引

三 先物外国為替取引

3 新金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十一項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から平成三十一年八月三十一日までの間は「二百兆円」と、同年九月一日から平成三十二年八月三十一日までの間は「百五兆円」と

する。